

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ティー ケーピー (コード番号:3479 東証グロース) 代表者名 代表取締役社長 河 野 貴 輝間合せ先 取締役CFO 中 村 幸 司 (TEL. 03-5227-7321)

# 当社連結子会社間の合併契約締結に関するお知らせ

株式会社ティーケーピー(本社:東京都新宿区、代表取締役社長:河野 貴輝、以下当社)の連結子会社である式会社ノバレーゼ(本社:東京都中央区、代表取締役社長:荻野 洋基、以下「ノバレーゼ」といいます。)と株式会社エスクリ(本社:東京都中央区、代表取締役社長CEO:渋谷 守浩、以下「エスクリ」といい、ノバレーゼと併せて「両社」といいます。)は、本日開催の両社の取締役会において、2026年4月1日(予定)を効力発生日として、両社の経営を両社対等の精神の下で統合すること(以下「本経営統合」といいます。)を決議し、ノバレーゼを吸収合併存続会社、エスクリを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)に係る合併契約を締結し、また、当社は、本日開催の取締役会において、本経営統合の承認を決議いたしましたので、お知らせいたします。

本合併の目的・要旨・概要等は、別添資料の本日付ノバレーゼ開示資料「株式会社ノバレーゼと株式会社エスクリの合併契約締結に関するお知らせ」をご参照ください。なお、本経営統合は両社の株主総会の承認を条件としております。

2026 年2月期連結業績に与える影響は現在精査中であり、今後、開示すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

以上

<別添資料>

株式会社ノバレーゼ 開示資料

「株式会社ノバレーゼと株式会社エスクリの合併契約締結に関するお知らせ」

別添資料「株式会社ノバレーゼと株式会社エスクリの合併契約締結に関するお知らせ」 次頁以降をご参照ください。



各 位

会 社 名 株 式 会 社 ノ バ レ ー ゼ 代表者名 代 表 取 締 役 社 長 荻野 洋基 (コード番号:9160 東証スタンダード) 問い合せ先 取締役執行役員経営戦略本部長 増川 昇年

問い合せ先 取締役執行役員経営戦略本部長 増山 晃年 (TEL. 03-5524-3344)

会社名株 式 会 社 ス IJ 工 代表者名代表取締役社長CEO渋谷守浩 (コード番号:2196 東証スタンダード) 役 C F 問い合せ先取 締 〇 吉瀬 (TEL. 050-1743-3418)

# 株式会社ノバレーゼと株式会社エスクリの合併契約締結に関するお知らせ

株式会社ノバレーゼ(以下「ノバレーゼ」といいます。)及び株式会社エスクリ(以下「エスクリ」といい、ノバレーゼと併せて「両社」といいます。)は、本日、両社の取締役会において、両社の経営を両社対等の精神の下で統合すること(以下「本経営統合」といいます。)を決議し、ノバレーゼを吸収合併存続会社、エスクリを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)に係る合併契約(以下「本合併契約」といいます。)を締結いたしましたのでお知らせいたします。

本経営統合は、2026年3月下旬に開催予定のノバレーゼの定時株主総会、並びに2026年3月17日に開催予定のエスクリの臨時株主総会及びエスクリのA種種類株式(以下「エスクリA種種類株式」といいます。)に係る種類株主総会(以下「A種種類株主総会」といいます。)において、それぞれ本合併の承認を得ることを条件とした上で、2026年4月1日を効力発生日として行う予定です。

なお、本合併の効力発生日(2026年4月1日予定)に先立ち、エスクリの普通株式は、株式会社東京 証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)において2026年3月30日付で上場廃止(最終売買日 は2026年3月27日)となる予定です。

記

#### 1. 本経営統合の目的等

## (1) 本経営統合の背景

ノバレーゼは、2000 年 11 月に設立された株式会社ワーカホリック(2002 年 12 月に「株式会社ノバレーゼ」に商号変更。以下「旧ノバレーゼ」といいます。)を前身としております。旧ノバレーゼは、設立以来業績を拡大し、2006 年 10 月に東京証券取引所マザーズ市場へ株式を上場、2010 年 12 月には東京証券取引所市場第一部に市場変更をいたしました。

その後、ノバレーゼは 2016 年8月に NAP ホールディングス株式会社の商号で設立され、2016 年9月から 10 月にかけて旧ノバレーゼ株式に対して完全子会社化を目的とした公開買付けを実施し、旧ノバレーゼの株式は 2016 年11月に東京証券取引所市場第一部における上場を廃止いたしました。

その後、旧ノバレーゼは 2017 年 6 月に NAP ホールディングス株式会社を存続会社とする合併

により消滅し、2017年6月に現在の商号である「株式会社ノバレーゼ」に商号変更いたしました。 そして、ノバレーゼは 2023年6月に東京証券取引所スタンダード市場に株式を上場いたしました。 た。

ノバレーゼは、子会社10社及び持分法適用関連会社2社を有しており、挙式・披露宴の企画立案・運営、婚礼衣裳のレンタル・販売並びに婚礼飲食及び宴会・一般飲食(ランチ・ディナー)の提供を行うブライダル事業及びレストラン特化型事業を主な事業としております。

ブライダル事業セグメントにおいては、主に地方中核都市において、伝統的なヨーロッパ調の 建築様式による「ゲストハウス・ウエディング」が多い中、都会的な雰囲気や自然に囲まれた開 放的な雰囲気等を演出するシンプルでスタイリッシュなゲストハウスを特徴として打ち出し、 出店を行っております。挙式・披露宴に関する様々なアイテムを用意し、オーダーメード型挙式 を通じて「オリジナル感」を演出するとともに、1会場1バンケットを基本として、挙式・披露 宴会場を貸し切ることにより、新郎新婦をはじめとして参列される顧客に対して、「プライベー ト感」を演出する「ゲストハウス・ウエディング」を提供しております。

レストラン特化型事業セグメントにおいては、高級店からカジュアルレストランまで幅広い 顧客に飲食を提供しております。料理の質並びにサービスレベルの維持及び向上を通じて、ブラ イダル事業のレストラン部門における全体レベルの底上げにも貢献しております。

一方で、エスクリは、2003年6月に設立され、2010年3月に東京証券取引所マザーズ市場に株式を上場し、2012年11月に東京証券取引所市場第一部に市場変更し、2022年4月に東京証券取引所の市場区分の見直しにより市場第一部からプライム市場へ移行した後に、2023年10月に市場区分の再選択によりプライム市場からスタンダード市場へ移行しております。

エスクリは、子会社2社を有しており、ブライダル関連事業及び建築不動産関連事業を行って おります。

ブライダル関連事業セグメントにおいては、主に大都市圏において直営施設及び提携施設を通じた挙式・披露宴の企画・運営等のブライダルサービス、ホテルスタイルの施設を通じた宿泊サービス、レストランスタイルの施設を通じたレストランサービス、各種パーティの企画・運営の宴会サービスの提供等を行っております。

建築不動産関連事業セグメントにおいては、飲食店や小売店を中心とした施設の内外装工事の請負及び設計監理業務、戸建住宅やマンションの建築、コンテナ事業、コンサルティングサービス等を行っております。

わが国のブライダル市場は、少子化・婚姻件数の減少、挙式・披露宴に対する価値観の多様化により長期的な縮小傾向が続いています。また、労働力不足に伴い採用市場の競争が激化すると予測されております。このような環境下である一方で、ブライダル市場には一定のシェアを持つプレイヤーが不在であり、今後淘汰されていくことが想定される中で、両社が統合することでシェアを獲得し拡大していくことが可能と考えております。

このような状況下において、上記のような外部環境の変化に伴う婚礼業界の苦境をチャンスと捉え、両社の親会社(注1)である株式会社ティーケーピー(以下「ティーケーピー」といいます。)グループのもと、まずは両社の統合を出発点として、業界再編局面を主導し得る経営基盤を確立することを目的として、本合併契約を締結するに至りました。

(注1) ティーケーピーは、本日付で、その所有するエスクリA種種類株式3,000株のうち2,000 株について、エスクリA種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権を行 使することにより、エスクリの普通株式9,969,852株の交付を受けた結果、その所有す るエスクリの普通株式の数が合計12,619,852株(総株主の議決権の数に対する割合:53.76%)となり、エスクリの親会社に該当することになりました。詳細につきましては、エスクリが本日付で公表した「A種種類株式に係る投資契約書の一部変更、A種種類株主による普通株式を対価とする取得請求権の一部行使、A種種類株式の消却、並びに親会社及び主要株主の異動に関するお知らせ」をご参照ください。

## (2) 本経営統合の目的

本経営統合により、両社統合後のブライダル事業売上は391億円、連結全体で455億円規模に達し(注2)、国内最大級のブライダルグループが誕生します。また、それぞれが得意とする事業領域のメリットを活かし、「式場ネットワークの拡大」「スケールメリットを活かしたコスト削減」「人材・ノウハウの相互補完、採用強化」「ブライダル事業における内製化の拡大」に取り組むことで盤石な体制を築きつつ、「新規事業の創出」により縮小する市場環境の中で攻めの姿勢を確立します。以上の5点を軸に、経営統合を実施することによるシナジー効果を発揮し、両社の抱える課題解決・更なる企業価値向上を目指し、本経営統合を進めてまいります。

(注2)ノバレーゼの2024年12月期売上高、エスクリの2025年3月期売上高を合算し、四捨五入 した数値となります。

## ① 式場ネットワークの拡大

ノバレーゼは、人口25万人以上の地方都市を中心に出店をしており、シンプルかつモダンな造形で上質な空間を演出しトレンドに左右されない施設が特徴であると考えております。一方で、エスクリは、政令指定都市を中心に出店しており、ビルイン施設、異業種との提携・コラボレーションを特徴としております。

本経営統合にて都市型・地方型双方の顧客層を包括することで、都心から地方まで全国的にバランスの取れたネットワークを構築できます。また、両社ともに異なる様式の会場や、高価格帯からカジュアルウエディングまで幅広く提供をしております。そのため、立地・様式・価格の各側面について、顧客のニーズに自社ネットワークの中でよりきめ細やかに対応することが可能になり、失注リスクの軽減に繋がると考えております。

さらに、エスクリが取り組んでいる平日の会場利用促進事業をノバレーゼの会場にも取り込むことで、平日の稼働率の向上を見込めると考えております。

#### ② スケールメリットを活かしたコスト削減

本経営統合により、衣裳やフラワー等の内製化エリア及びアイテムの拡大、食材及び飲料等の仕入調達力の強化・質の向上、発注数増加によるマーケティング・広告費の削減、システムを統合することによるコスト削減、管理部門の人材が強化されるとともに重複機能を解消することによる管理コスト削減、採用活動の一元化に伴うコスト削減が可能となると考えております。

### ③ 人材・ノウハウの相互補完、採用強化

本経営統合により、知名度が向上することで採用活動の競争優位性を確保でき、有能な人材登用や新卒採用の向上に繋がると考えております。また、両社の教育・研修等を統合することで知識・経験を共有しサービス向上を図り、社員のスキルアップ及び顧客満足度向上を目指します。また、規模及びエリア拡大による人材採用の強化が可能となると考えております。

④ ブライダル事業における内製化の拡大

ノバレーゼの強みである、ブライダル事業における周辺事業をエスクリの事業にも組み 込むことができ、内製化の割合を高めることができると考えております。

また、エスクリ独自の商社ルートを利用することで、安価で質の高いワインをノバレーゼの会場に普及させることができます。さらに、エスクリは独自の建築事業の許認可・運営力を保有しております。これをノバレーゼの施設にも適用させることで、コストを抑えつつ施設の新設・改修を実施することが可能となります。

内製化を行う製品・サービスの提供者・利用者が拡大することにより、量・質ともにフィードバックが向上し、新製品・サービスの提供の確度が高まると考えております。

#### ⑤ 新規事業の創出

ノバレーゼは、海外展開の一環としてアジア地域における出店候補地の精力的な開発を行っているところ、本経営統合後、ベトナムでのレストラン運営を足掛かりとして現地でのウエディングに係る業務提携等、引き続き可能性を探ってまいります。アジア以外の地域におきましては、米国ハワイ州において「ウエディングフォト事業」及び「スパ事業」を手掛けている子会社を拠点として、今後様々な分野へ挑戦していきたいと考えております。加えて、エスクリの建築事業で取り組んでいるコンテナバンク事業を援用することで、ハネムーンヴィラ付きのコンテナホテルを各地に建設するという展望もございます。一方で、日本を訪れて結婚式を挙げるインバウンド結婚式の需要も取り込んでまいります。SNSの活用を通し、既存の枠組みに囚われない集客の実現を目指します。

また、建築事業を社内に抱えているという特異点を活かした展開を予定しています。コンテナは耐震性が高く、災害時の利用拠点としても活用されると考えております。

さらに、顧客管理システムの拡充を通じて、結婚式を挙げた顧客に対し、アフターウエディング事業(結婚記念日や七五三といった機会の写真撮影・旅行・プレゼント・飲食提供等)の展開を進め、収益力を高めつつ顧客満足度を高めていくことができると考えております。

本経営統合により、ブライダル業界における高いシェアを獲得することになります。親会社となるティーケーピーの下でグループの総合力・資金力を活かしつつ、以上に挙げたような新規事業に広いネットワークで取り組むことで、より高い効果を得られると考えております。

#### 2. 本経営統合の要旨

# (1) 本経営統合の日程

取締役会決議日(両社)	2025年11月14日
合併契約締結日 (両社)	2025年11月14日
定時株主総会基準日 (ノバレーゼ)	2025年12月31日(予定)
臨時株主総会及びA種種類株主総会基 準 日 公 告 日 ( エ ス ク リ )	2026年1月17日 (予定)
臨時株主総会及びA種種類株主総会基 準 日 ( エ ス ク リ )	2026年1月31日 (予定)
臨時株主総会及びA種種類株主総会決 議 日 ( エ ス ク リ )	2026年3月17日 (予定)
定時株主総会決議日 (ノバレーゼ)	2026年3月下旬(予定)

最	終月	売 買	月	(	工	ス	ク!	J )	2026年3月27日 (予定)
上	場	廃 止	日	(	工	ス	ク!	J )	2026年3月30日 (予定)
本	合	併	$\mathcal{O}$	効	力	発	生	日	2026年4月1日 (予定)

## (2) 本経営統合の方式

ノバレーゼを吸収合併存続会社、エスクリを吸収合併消滅会社とする吸収合併の方式により 実施いたします。

### (3) 本経営統合に係る割当ての内容

	ノバレーゼ (吸収合併存続会社)	エスクリ (吸収合併消滅会社)
当該組織再編に係る 割当比率	1	0. 558

(注1) 本合併に係る割当比率(以下「本合併比率」といいます。)

エスクリの株式1株に対して、ノバレーゼの株式0.558株を割当て交付します。ただし、本合併の効力発生までに、現時点でエスクリが保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち実務上消却可能な範囲(本合併の効力発生の直前時)の株式を消却することを予定しているため、エスクリが2025年6月30日時点で保有する自己株式278,065株については、本合併による株式の割当てがなされることは予定しておりません。

(注2) 本合併により交付するノバレーゼの株式数:普通株式13,100,884株(予定) 上記の交付株式数は、今後、エスクリの株主から株式買取請求権の行使がなされる などして、本合併の効力発生の直前時までの間にエスクリの自己株式数の変動等が 生じた場合には、修正される可能性があります。

> また、ノバレーゼは、本合併により交付する株式数の全てを、新たに普通株式を発 行することにより充当する予定です。

## (注3) 単元未満株式の取扱い

本合併によりノバレーゼの単元未満株式 (100株未満の株式) を保有することになる エスクリの株主の皆様におかれましては、ノバレーゼに関する以下の制度をご利用 いただくことができるほか、一部証券会社で取り扱っている単元未満株式での売買 が可能です。なお、金融商品取引所市場においては単元未満株式を売買することは できません。

・単元未満株式の買取制度(1単元(100株)未満株式の売却) 会社法第192条第1項の規定に基づき、エスクリの単元未満株式を保有する株主の 皆様が、ノバレーゼに対し、自己の保有する単元未満株式の買取りを請求すること ができる制度です。

#### (注4) 1株に満たない端数の処理

本合併に伴い、ノバレーゼの株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなる エスクリの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、 1株に満たない端数部分に応じた金額を現金でお支払いいたします。 (4) 本合併に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い エスクリは新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておりません。

#### 3. 本合併に係る割当ての内容の根拠等

### (1) 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、本合併に用いられる合併比率の算定にあたって、公正性・妥当性に配慮し、それぞれ独立した第三者算定機関に合併比率の算定を依頼し、それぞれ合併比率算定書を受領いたしました。ノバレーゼは第三者算定機関として株式会社日本M&Aセンター(以下「日本M&Aセンター」といいます。)を起用し、エスクリは第三者算定機関として株式会社 J-TAPアドバイザリー(以下「J-TAPアドバイザリー」といいます。)を起用いたしました。

ノバレーゼにおいては、リーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業(以下「アンダーソン・毛利・友常法律事務所」といいます。)からの法的助言やエスクリに対する財務・税務・法務DDの結果等を受け、第三者算定機関である日本M&Aセンターによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)による算定結果のレンジを踏まえ、エスクリと複数回協議を行い、また、ノバレーゼが設置した特別委員会から提出された答申書の内容を最大限尊重しながら、本合併比率を決定いたしました。

その結果、本合併比率は、下記「(2) 算定に関する事項」の「② 算定の概要」に記載のとおり、ノバレーゼの第三者算定機関である日本M&Aセンターによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法のレンジの下限を下回り、かつ、DCF法の算定レンジの範囲内のものであることから、合併比率は妥当であり、ノバレーゼの一般株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

一方、エスクリにおいては、下記「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、J-TAPアドバイザリーから取得したノバレーゼに対する合併比率算定書及び財務税務DDの結果、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所外国法共同事業(以下「森・濱田松本法律事務所」といいます。)からの法的助言やノバレーゼに対する法務DDの結果等を受けて、第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザリーによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びDCF法による算定結果のレンジを踏まえ、ノバレーゼと複数回協議を行い、また、エスクリが設置した特別委員会から提出された答申書の内容を最大限尊重しながら、本合併の諸条件について、慎重に検討を行いました。

その結果、本合併比率は、下記「(2) 算定に関する事項」の「② 算定の概要」に記載のとおり、エスクリの第三者算定機関である J-TAP アドバイザリーによる合併比率の算定結果のうち、市場株価法及びDCF 法の算定レンジの範囲内のものであることから、合併比率は妥当であり、エスクリの一般株主の利益を損なうものではないとの判断に至りました。

このように両社は、各社の第三者算定機関による算定結果、特別委員会の答申書の内容、法務アドバイザーの助言を参考に、かつ、両社のそれぞれが相手方に対して実施したDDの結果等を踏まえて、それぞれが両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、両社間で合併比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、両社においてそれぞれ、最終的に本合併比率が妥当であるとの判断に至りました。

なお、本合併比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議の上、変更することがあります。

### (2) 算定に関する事項

### ① 算定機関の名称並びに上場会社及び相手会社との関係

ノバレーゼの第三者算定機関である日本M&Aセンターは、両社及びティーケーピーから独立しており、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、ノバレーゼの日本M&Aセンターに対するフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としての報酬には、本合併の成否に関わらず支払われる固定報酬(着手金)のほか、本合併の過程に複数のマイルストーンを設定し、各マイルストーンに到達した際に支払われるマイルストーン報酬が含まれているとのことです。日本M&Aセンターとしては、本合併の成否が不透明な中において、報酬体系を固定報酬のみとするよりもむしろ、報酬の一部をマイルストーン報酬とする方がノバレーゼの金銭的負担の観点からも望ましく、双方にとって合理性があると考えているとのことであり、ノバレーゼとしてはマイルストーン報酬が含まれていることをもって独立性が否定されるわけではないと判断の上、上記の報酬体系により日本M&Aセンターをノバレーゼのフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として選任しております。

また、エスクリの第三者算定機関である J-TAPアドバイザリーは、両社及びティーケーピーから独立しており、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、本合併に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。なお、エスクリは、J-TAPアドバイザリーに対し、本合併に係る算定業務に関して固定報酬を支払うこととしております。

#### ② 算定の概要

日本M&Aセンターは、東京証券取引所スタンダード市場に上場しているノバレーゼ及びエスクリの普通株式の株式価値算定手法として、複数の株式価値算定手法の中から両社の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、両社が継続企業であるとの前提の下、両社の株式価値についてそれぞれ多面的に評価することが適切であるとの考え方に基づき、以下の手法により算定しています。

具体的には、両社の株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価法を、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映させる目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出する評価手法であるDCF法を用いて両社の株式価値算定を行いました。上記株式価値算定の結果、ノバレーゼの1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法による合併比率算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採用手法	合併比率の算定レンジ
市場株価法	0. 589~0. 687
DCF法	0. 473~0. 602

市場株価法においては、日本M&Aセンターは、算定基準日を算定書作成日である 2025 年 11 月 13 日として、両社の普通株式の東京証券取引所における算定基準日までの 1 か月間、3 か月間及び 6 か月間における株価終値単純平均値(ノバレーゼは、1 か月間: 338 円、3 か月間: 335 円、6 か月間: 324 円、エスクリは、1 か月間: 199 円、3 か月間: 214 円、6 か月間: 222 円)を基に算定しております。

DCF法においては、日本M&Aセンターは、ノバレーゼについて、ノバレーゼが作成した2025年12月期から2027年12月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって算定を行いました。その際、6.3%~6.7%の割引率を採用しております。また、継続価値の算定については永久成長率法を採用し、▲0.3%~0.3%の永久成長率を採用しております。なお、算定の前提とした財務予測には、対前年度比較において大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、営業利益は、過去のトレンド及び今後の付加価値サービスの向上施策に基づく単価の上昇、出店戦略に基づく受注数の増加により、2025年12月期には対前年度比72.8%増、2026年12月期には対前年度比31.1%増となることを見込んでおります。フリー・キャッシュ・フローは継続した新規出店に係る投資拡大の影響により2026年12月期には対前年度比31.8%増となることを見込んでおります。また、当該財務予測は、スタンドアローンベースの計画を前提として作成しております。

他方で、エスクリについては、エスクリが作成した 2026 年 3 月期~2028 年 3 月期までの財務予測にノバレーゼによる合理的な調整を加えた将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。その際、6.3%~6.7%の割引率を採用しております。また、継続価値の算定については永久成長率法を採用し、▲0.3%~0.3%の永久成長率を採用しております。なお、算定の前提とした財務予測には、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、営業利益は、2026年3月期には対前年度比 1,152百万円減、2027年3月期には対前年度比 553百万円減となるものの、その後、人材教育の強化及びマーケティングの強化により、2028年3月期には対前年度比 1,239百万円増となることを見込んでおります。フリー・キャッシュ・フローは 2027年3月期には対前年度比 681百万円減、2028年3月期には対前年度比 1,065百万円増となることを見込んでおります。オリー・キャッシュ・フローは 2027年3月期には対前年度比 681百万円減、2028年3月期には対前年度比 1,065百万円増となることを見込んでおります。また、当該財務予測は、スタンドアローンベースの計画を前提として作成しております。

日本M&Aセンターは、合併比率の算定に関して両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報が正確かつ完全であること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で日本M&Aセンターに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。日本M&Aセンターは両社及びそれらの関係会社のすべての資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みますが、それらに限られません。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、また第三者への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。日本M&Aセンターによる合併比率の算定は、2025年11月13日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、提供された両社の財務予測に関する情報が、それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としております。

一方、J-TAPアドバイザリーは、両社の株式価値の算定方法として、両社株式それぞれについて市場株価が存在していることから市場株価法を、加えて、両社の将来の事業活動の状況を算定に反映させる目的から、両社の将来収益に基づき、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことにより株式価値を算出する評価

手法であるDCF法を、それぞれ採用して算定を行いました。

ノバレーゼの1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法による合併比率算定結果は、それぞれ以下のとおりです。

採	合併比率の算定レンジ	
ノバレーゼ	エスクリ	「竹儿舎の昇足レンン
市場株価法	市場株価法	0.558~0.687
DCF法	DCF法	0.524~1.585

市場株価法においては、J-TAPアドバイザリーは、算定基準日を算定書作成日である 2025 年 11 月 13 日として、両社の普通株式の東京証券取引所における算定基準日までの 1 か月間、3 か月間及び 6 か月間における株価終値単純平均値(ノバレーゼは、1 か月間: 338 円、3 か月間: 335 円、6 か月間: 324 円、エスクリは、1 か月間: 199 円、3 か月間: 214 円、6 か月間: 223 円)を基に算定しております。

DCF法による価値算定においては、J-TAPアドバイザリーは、エスクリについて、エス クリが作成した 2026 年3月期第2四半期から 2028 年3月期までの財務予測に基づく将来キャ ッシュ・フロー等を、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価してい ます。その際、割引率は4.94%~5.94%を採用しており、継続価値の算定にあたっては定率成 長モデルを採用し、永久成長率は▲0.5%~0.5%として算定しております。なお、算定の前提 とした財務予測は以下のとおりです。当該財務予測には、利益又はフリー・キャッシュ・フロ 一の大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2026年3月期に ついて、施行件数が減少する見込みである一方、期中での事業譲受により獲得した2施設の売 上貢献により、売上高では大幅な減少は生じないものの、当該新規2施設における店舗運営費 用の増加により営業利益及び EBITDA で 2025 年 3 月期と比較してそれぞれ▲80.1%、▲37.9% 減少する見込みであり、2027年3月期については、コロナによる業績悪化以降、受注及び施行 件数に大きく影響する人材獲得や人材育成・教育に課題があったものの、これまで進めていた 施設のスクラップ&ビルドや人材育成・教育の成果により施行件数及び単価の増加が見込まれ、 2026 年3月期に生じた新規2施設における先行した店舗運営費が収束することから 2026 年3 月期と比較して営業利益及び EBITDA でそれぞれ 527.3%、66.6%増加する見込みであり、その 結果、フリー・キャッシュ・フローも大幅に増加する見込みです。さらに、2027 年3月期につ いては、引き続き人材育成による受注率の増加及び付加価値サービス等に伴う施行件数及び単 価がさらに増加する見込みであり、一方で固定費や一過性のコスト等の大幅な増加は見込まれ ないことから、2027年3月期と比較して営業利益で58.7%増加する見込みです。

また、当該財務予測は、スタンドアローンベースの計画を前提(ティーケーピーによるエスクリA種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権は行使しない前提。)として作成しており、本合併の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味されておらず、当該財務予測を基礎とした J-TAPアドバイザリーによる算定にも織り込まれておりません。

(単位:百万円)

2026年3月期	2027年3月期	2028年3月期
(9か月)		

売上高	19, 948	27, 193	29, 088
営業利益	616	1,004	1, 593
EBITDA	1, 397	1, 901	2, 455
フリー・キャッシュ・	1,861	979	1, 236
フロー			

他方、ノバレーゼについては、ノバレーゼが作成した 2025 年 12 月期第 3 四半期から 2027 年 12 月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。その際、割引率は 4.94%~5.94%を採用しており、継続価値の算定にあたっては定率成長モデルを採用し、永久成長率は▲0.5%~0.5%として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測においては、利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。 具体的には、過去から直近における単価トレンドが増加傾向であること及び今後の付加価値サービスの向上施策の貢献による単価の上昇を見込んでおり、加えて出店戦略に基づく受注数の増加により、営業利益が対前年比で 2025 年 12 月期は 72.8%、2026 年 12 月期は 31.1%増加することを見込んでおります。また、当該財務予測は、スタンドアローンベースの計画を前提として作成しており、本合併の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測には加味されておらず、当該財務予測を基礎とした J-TAPアドバイザリーによる算定にも織り込まれておりません。

J-TAPTドバイザリーは、合併比率の算定に関して両社から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象としたすべての資料及び情報が正確かつ完全であること、合併比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で<math>J-TAPTドバイザリーに未開示の事実はないこと等を前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っておらず、またその義務を負うものではありません。J-TAPTドバイザリーは両社並びにそれらの関係会社のすべての資産又は負債(簿外資産、負債、その他偶発債務を含みます。)に関して独自の評価・査定は行っておらず、第三者機関からの鑑定又は査定の提供を受けておりません。J-TAPTドバイザリーによる合併比率の算定は、2025年11月13日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、DCF法に提供された両社の財務予測に関する情報については、それぞれの経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としており、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しております。J-TAPTドバイザリーの算定は、2025年11月13日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としております。

## (3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本合併に伴い、エスクリの普通株式は、2026年3月30日付で、東京証券取引所の上場廃止基準により上場廃止となる予定です。上場廃止後は、エスクリの普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本合併の効力発生日においてエスクリの株主様に割当てられるノバレーゼの普通株式は東京証券取引所に上場しているため、株式の所有数に応じて一部の株主様において単元未満株式の割当てのみを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き東京証券取引所において取引が可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。なお、本合併の効力発生日以降も、ノバレーゼの普通株式は、ノバレー

ぜの現在の上場市場である東京証券取引所スタンダード市場に上場維持することとなります。

なお、本合併により、ノバレーゼの単元未満株式を所有することとなるエスクリの株主様においては、東京証券取引所において単元未満株式を売却することはできませんが、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、ノバレーゼに対して単元未満株式の買取りを請求することができます。かかる取扱いの詳細につきましては、上記「2. 本経営統合の要旨」の「(3) 本経営統合に係る割当ての内容」の(注3)をご参照ください。また、1 株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記「2. 本経営統合の要旨」の「(3) 本経営統合に係る割当ての内容」の(注4)をご参照ください。

なお、エスクリの株主の皆様は、最終売買日である 2026 年 3 月 27 日(予定)までは、東京証券取引所において、その保有するエスクリの普通株式を従来通り取引できるほか、会社法その他関連法令に定める適法な権利を行使することができます。

## (4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本合併は、ティーケーピーが本合併の効力発生時において両社それぞれの親会社(支配株主)であることから、両社にとってティーケーピーと一般株主との間に構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題が存在することに鑑み、これらの問題に対応し、本合併の公正性を担保するため、以下の措置を講じております。

## ① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

ノバレーゼは、本合併における合併比率の公正性・妥当性を担保する観点から、上記「(1)割当ての内容の根拠及び理由」のとおり、独立した第三者算定機関である日本M&Aセンターに合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考にして、真摯に交渉・協議を行い、本合併比率により本合併を行うことを、2025年11月14日開催の取締役会にて、決議しました。

なお、ノバレーゼは、第三者算定機関から合併比率の公正性に関する評価 (フェアネス・オピニオン) を取得しておりません。

一方でエスクリは、本合併における合併比率の公正性・妥当性を担保する観点から、上記「(1)割当ての内容の根拠及び理由」のとおり、独立した第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザリーに合併比率の算定を依頼し、その算定結果を参考にして、真摯に交渉・協議を行い、本合併比率により本合併を行うことを、2025年11月14日開催の取締役会にて決議しました。

なお、エスクリは、第三者算定機関から合併比率の公正性に関する評価(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

# ② 独立したリーガル・アドバイザーからの助言

ノバレーゼは、アンダーソン・毛利・友常法律事務所を本合併のリーガル・アドバイザーとして選任し、本合併に関する諸手続並びに意思決定方法及び意思決定過程等に関する法的助言を受けております。なお、アンダーソン・毛利・友常法律事務所は、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、本合併に関して重要な利害関係は有しておりません。

一方でエスクリは、森・濱田松本法律事務所を、本合併のリーガル・アドバイザーとして選任し、本合併に関する諸手続並びに意思決定方法及び意思決定過程等に関する法的助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所は、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、本取引(下記「⑥ エスクリにおける独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得」で定義します。)に関して重要な利害関係は有しておりません。

### ③ 独立したフィナンシャル・アドバイザーからの助言

ノバレーゼは、日本M&Aセンターを本合併に関するフィナンシャル・アドバイザーとして選任し、財務的見地からの案件推進における助言を受けております。なお、日本M&Aセンターは、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、重要な利害関係は有しておりません。

一方でエスクリは、株式会社三井住友銀行企業情報部(以下「SMBC企業情報部」といいます。)を本合併に関するフィナンシャル・アドバイザーとして選任し、財務的見地からの案件推進における助言を受けております。なお、株式会社三井住友銀行は、ノバレーゼ及びエスクリに対して、通常の銀行取引の一環として融資取引等を実施しておりますが、弊害防止措置としてSMBC企業情報部とその他部署との間で行内の規程に定める情報遮断措置が講じられていること、SMBC企業情報部は両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、重要な利害関係は有していないことを踏まえた上で、SMBC企業情報部をフィナンシャル・アドバイザーに選任しております。

④ ノバレーゼにおける独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得

ノバレーゼは、2025 年 9 月 12 日開催の取締役会の決議により、本経営統合に関し、ノバレーゼの意思決定に慎重を期し、また、ノバレーゼの取締役会の意思決定過程における意思決定の利益相反のおそれを排除し、その公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、ティーケーピー及びエスクリから独立した、ノバレーゼの独立役員(社外取締役である橋本眞史氏及び等健次氏並びに社外監査役である吉川滋氏、平地辰二氏(公認会計士)及び辻角智之氏(弁護士)の5名)によって構成される特別委員会(以下「ノバレーゼ特別委員会」といいます。)を設置しました。

ノバレーゼは、当初から上記5名をノバレーゼ特別委員会の委員として選定しており、委員を変更した事実はありません。また、ノバレーゼ特別委員会の委員の互選により、ノバレーゼの社外監査役である吉川滋氏が委員長に就任しております。なお、ノバレーゼ特別委員会の委員の報酬は本合併の成否に関わらず支払われる報酬のみであり、本合併を含む本経営統合の公表や決定、実施等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

そして、ノバレーゼは、上記取締役会決議に基づき、ノバレーゼ特別委員会に対し、以下4項目について諮問し、これらの点についての答申書をノバレーゼ取締役会に提出することを嘱託しました

- (i) 本合併の目的は合理的か(本合併がノバレーゼの企業価値向上に資するかを含む。)
- (ii) 本合併の条件(本合併の対価を含む。)の公正性・妥当性が確保されているか
- (iii) 本合併に係る手続の公正性が確保されているか
- (iv) 上記(i) から(iii) までを踏まえ、本合併はノバレーゼの少数株主にとって公正なものであると考えられるか

(以下、(i)から(iv)を総称して「本ノバレーゼ諮問事項」といいます。)

また、ノバレーゼは、上記取締役会決議において、本合併に関するノバレーゼ取締役会の意思決定は、ノバレーゼ特別委員会の設置の趣旨に鑑み、本ノバレーゼ諮問事項に対するノバレーゼ特別委員会の判断内容を最大限尊重して行うものとし、ノバレーゼ特別委員会が本合併に関する取引条件を妥当でないと判断した場合には、ノバレーゼ取締役会は、本合併を決定しないこととする旨を決議しております。併せて、ノバレーゼは、上記取締役会決議に基づき、ノバレーゼ特別委員会に対して以下の3つの権限を付与しております。

(i) 本ノバレーゼ諮問事項の検討にあたって、ノバレーゼ特別委員会が必要と認める場合に

は、自らのフィナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザー等のアドバイザーを選任する(その場合の合理的な費用はノバレーゼが負担する。)、又は、ノバレーゼが選任するアドバイザーを指名又は承認(事後承認を含む。)する権限

- (ii) ノバレーゼの役職員その他ノバレーゼ特別委員会が必要と認める者に、本ノバレーゼ諮問事項の検討及び判断に必要な情報の収集を求め、これを受領する権限
- (iii) ノバレーゼ特別委員会が必要と認める場合に、ノバレーゼ特別委員会が自らエスクリ及びティーケーピーと交渉を行い、又は、エスクリ及びティーケーピーとの交渉をノバレーゼの役職員やアドバイザーが行う場合でも、ノバレーゼ特別委員会が適時にその状況の報告を受け、重要な局面で意見を述べ、指示や要請を行うこと等により、本合併の取引条件に関する交渉過程に実質的に影響を与える権限

上記(i)の権限付与を受けて、ノバレーゼ特別委員会は、2025 年 9 月 12 日に開催された 第 1 回の会合において、ノバレーゼが選任する外部アドバイザー等について、いずれも独立性 及び専門性に問題がないことを確認した上で、フィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定 機関として日本M&Aセンターを、リーガル・アドバイザーとしてアンダーソン・毛利・友常法 律事務所をそれぞれ選任することを承認しました。また、ノバレーゼ特別委員会は、同会合において、ノバレーゼ特別委員会独自のリーガル・アドバイザーとして、潮見坂綜合法律事務所の後藤高志氏(弁護士)を選任しました。なお、後藤高志氏は、両社及びティーケーピーの関連当事者には該当せず、本合併に関して重要な利害関係は有しておりません。

ノバレーゼ特別委員会は、2025 年 9 月 12 日から 2025 年 11 月 13 日までに、会合を合計 13 回開催したほか、会合外においても電子メール等を通じて、意見表明や情報交換、情報収集等を行い、必要に応じて随時協議を行う等して、本ノバレーゼ諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体的には、ノバレーゼ特別委員会は、ノバレーゼに資料の提供を求めて検証を行うとともに、ノバレーゼ担当者に対して、本合併の検討経緯、ノバレーゼ及びエスクリを取り巻く事業環境・課題等、ノバレーゼ及びエスクリの直近業績・市場株価に関する認識、ノバレーゼの経営課題等を解決するために実施している各種施策の内容・進捗状況、エスクリとの提携内容、本合併実行後に想定している施策の評価、代替手段の有無、現時点で本合併を実行する必要性、本合併に起因して想定される懸念事項、本合併実行後の経営体制・事業運営方針に関する想定、本合併に起因して想定される懸念事項、本合併実行後の経営体制・事業運営方針に関する想定、本合併によりティーケーピーが享受するメリット、本合併のストラクチャー、本合併の条件、ノバレーゼのスタンドアローンベースの事業計画(本合併により実現することが期待されるシナジー効果を織り込まない、本合併なかりせばのノバレーゼ事業計画)の作成経緯及び重要な前提条件等の内容、エスクリに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果、エスクリのスタンドアローンベースの事業計画の検証内容、エスクリとの協議・交渉内容、ノバレーゼ内部における本合併の検討体制等について、書面質問及び質疑応答を行いました。

また、ノバレーゼ特別委員会は、エスクリに対して、本合併の検討経緯、エスクリ及びノバレーゼを取り巻く事業環境・課題等、エスクリ及びノバレーゼの直近業績・市場株価に関する認識、エスクリの経営課題等を解決するために実施している各種施策の内容・進捗状況、ノバレーゼとの提携内容、本合併実行後に想定している施策の評価、代替手段の有無、本合併に起因して想定される懸念事項、本合併実行後の経営体制・事業運営方針に関する想定、本合併によりティーケーピーが享受するメリット、エスクリのスタンドアローンベース事業計画の重要な前提条件等の内容等について、書面質問及び質疑応答を行いました。さらに、ノバレーゼ特別委員会は、ティーケーピーに対して、本合併の検討経緯、現時点で本合併を実行する必要性、

ノバレーゼ及びエスクリを取り巻く事業環境・課題等、ノバレーゼ及びエスクリの直近業績に関する認識、本合併のティーケーピー及びノバレーゼの少数株主並びにノバレーゼ及びエスクリにおける各メリット・デメリット、代替手段の有無、本合併実行後の経営体制・事業運営方針に関する想定、本合併のストラクチャー、エスクリA種種類株式の転換方針、本合併実行後のノバレーゼ株式の保有方針等について、書面質問及び質疑応答を行いました。

また、ノバレーゼの財務・税務アドバイザーである株式会社青山トラスト会計社から、エスクリに対する財務・税務DDの結果等に関する説明、並びにノバレーゼのフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である日本M&Aセンターから、本合併のプロセス・スキーム・スケジュール、本合併における合併比率の評価の方法及び結果に関する説明を受け、質疑を行い、その合理性等について検討いたしました。さらに、ノバレーゼのリーガル・アドバイザーであるアンダーソン・毛利・友常法律事務所及びノバレーゼ特別委員会のリーガル・アドバイザーである後藤高志氏に対して本合併のプロセス・スキーム・スケジュール、本合併に関する意思決定過程、意思決定方法その他本合併に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言の内容、本合併の検討過程において公正性を担保するために取られた措置等について質疑応答を行いました。

このように、ノバレーゼ特別委員会は、ノバレーゼとエスクリの間における本合併に係る協議・交渉の経緯及び内容等につき適時に報告を受けた上で、エスクリから本合併比率についての最終的な提案を受けるまで、複数回に亘り交渉の方針等について協議を行い、ノバレーゼに意見する等して、エスクリとの交渉過程に実質的に関与いたしました。

なお、ノバレーゼ特別委員会は、本合併比率の評価に際して、エスクリの直近株価には、本合併と同時に公表予定である、(i)エスクリによる通期業績予想値の下方修正及び(ii)ティーケーピーによるエスクリA種種類株式の普通株式への転換の影響が織り込まれていないため、一般的な上場会社同士の合併案件では市場株価法による算定結果を重視すべきであるものの、市場株価法の算定結果は参考値に留め、ノバレーゼが慎重に検証したエスクリの事業計画を用いたエスクリの本源的価値を示すDCF法に基づく算定結果を重視すべきである旨の意見を述べております。

ノバレーゼ特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本ノバレーゼ諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、以下の(i)ないし(iv)について記載された答申書を、2025年11月13日付で、ノバレーゼの取締役会に対し、委員会全員一致で提出しております。

- (i) 本合併はノバレーゼの企業価値の向上に資するものであり、本合併の目的は合理的である。
- (ii) 本合併の対価を含む本合併の条件の公正性・妥当性が確保されている。
- (iii) 本合併に係る手続の公正性が確保されている。
- (iv) 本合併はノバレーゼの少数株主にとって公正なものである。
- ⑤ ノバレーゼにおける利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の 意見

ノバレーゼは、本日の取締役会決議において、本経営統合と利害関係を有しない社外取締役 2名及び社外監査役3名が出席した上で、横岩利恵氏及び髙木寛氏を除く取締役全員の一致に より、本経営統合を決議しております。 なお、ノバレーゼの取締役のうち、横岩利恵氏及び髙木寛氏は、本合併に関し利害が相反し 又は相反するおそれがあるため、本合併に関する協議及び交渉に参加しておらず、また、ノバ レーゼ取締役会における本合併契約の締結に関する審議には参加しておりません。

⑥ エスクリにおける独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得

エスクリは、2025年9月17日開催の取締役会の決議により、ティーケーピーが保有するエ スクリA種種類株式を普通株式に転換し、エスクリを連結子会社化した上で、エスクリとノバ レーゼとの合併を実行すること(以下、本合併を含む一連の取引を総称して「本取引」といい ます。)の検討を進めるにあたり、エスクリの支配株主となるティーケーピーとエスクリの一 般株主との間で一定の構造的な利益相反関係が存在し、また、一般株主とティーケーピーとの 間には情報の非対称性が存在している状況に鑑み、意思決定に慎重を期し、本取引の検討プロ セスに関するエスクリ取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反のおそれを排除 し、本取引の是非や取引条件の妥当性等について検討及び判断が行われる過程全般にわたって その公正性、透明性及び客観性を確保するため、森・濱田松本法律事務所の助言を受けて、テ ィーケーピー及びノバレーゼから独立した、エスクリの独立社外監査等委員取締役である木村 喬氏(公認会計士・税理士)及び角野里奈氏(公認会計士)に加え、両社から独立した外部の 有識者である新幸総合法律事務所の熊澤誠氏(弁護士)を含む委員3名によって構成される特 別委員会(以下「エスクリ特別委員会」といいます。)を設置しました。なお、熊澤誠氏は、エ スクリの取締役ではありませんが、本取引と同様の類型の取引をはじめとするM&Aに関する 豊富な知見を有することを理由として、独立社外監査等委員取締役である委員の知見を補う観 点から、社外有識者として特別委員に就任することを依頼しました。

エスクリは、当初から上記3名をエスクリ特別委員会の委員として選定しており、委員を変更した事実はありません。また、エスクリ特別委員会の委員の互選により、木村喬氏がエスクリ特別委員会の委員長に就任しております。なお、エスクリ特別委員会の委員の報酬は本合併の成否に関わらず支払われる固定報酬のみであり、本合併の公表や決定、実施等を条件とする成功報酬は含まれておりません。

そしてエスクリは上記取締役会決議に基づき、エスクリ特別委員会に対し、以下の2項目に ついて諮問し、この項目に関する答申書をエスクリ取締役会に提出することを嘱託しました。

- (i) 本取引を実施することの是非を検討し、エスクリ取締役会に勧告を行うこと。なお、 (i)の検討に際しては、(a)エスクリの企業価値の向上に資するか否かの観点から、 本取引の是非について検討・判断するとともに、(b)エスクリの一般株主の利益を図る 観点から、合併条件の妥当性及び手続の公正性について検討・判断するものとする。
- (ii) エスクリ取締役会における本取引についての決定が、エスクリの一般株主にとって公 正なものであることについて検討し、エスクリ取締役会に意見を述べること

(以下、(i)及び(ii)を総称して「本エスクリ諮問事項」といいます。)

また、エスクリは、上記取締役会決議において、本エスクリ諮問事項に対するエスクリ特別 委員会の答申内容を最大限尊重するものとし、エスクリ特別委員会が取引条件を公正でないと 判断した場合には、エスクリ取締役会は、当該取引条件による本取引の承認をしないこととす る旨を決議しております。加えて、エスクリ取締役会は、エスクリ特別委員会に対して以下の 4つの権限を付与しております。

(i) 本エスクリ諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、自らのフィナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関並びにリーガル・アドバイザーを選任若

しくは指名すること(この場合の費用はエスクリが負担する。)、又は、エスクリのフィナンシャル・アドバイザー若しくはリーガル・アドバイザー等を指名若しくは承認 (事後承認を含む。)すること (なお、特別委員会は、エスクリのアドバイザー等を信頼して専門的助言を求めることができると判断した場合には、エスクリのアドバイザー等に対して専門的助言を求めることができる。)

- (ii) 特別委員会が必要と認める者に特別委員会への出席を要求し、必要な情報について説明を求めること
- (iii) 必要に応じ、エスクリの役職員その他特別委員会が必要と認める者から本エスクリ諮問事項の検討及び判断に合理的に必要な情報を受領すること
- (iv) その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と特別委員会が認める事項

エスクリ特別委員会は、2025 年 9 月 17 日に開催された第 1 回の会合において、エスクリが選任する第三者算定機関である J-TAPアドバイザリー及びリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所並びにフィナンシャル・アドバイザーである SMB C企業情報部について、いずれも独立性及び適格性に問題がないことを確認した上で、選任することを承認いたしました。

エスクリ特別委員会は、2025 年 9 月 17 日から答申書提出日の 2025 年 11 月 13 日までの間 に、会合を合計 11 回開催しました。会合以外にも、委員問や第三者算定機関、リーガル・アド バイザー、フィナンシャル・アドバイザー等との意見交換や両社間での本合併に係る協議や交 渉の内容等の情報収集等を行い、本エスクリ諮問事項に関し、慎重に検討を行いました。具体 的には、エスクリ特別委員会は、エスクリのリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律 事務所から、エスクリ特別委員会の役割や委員会での検討事項、運営に関する助言を適宜受け るとともに、森・濱田松本法律事務所が実施したノバレーゼに対する法務DDの結果の説明を 受け、また第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザリーが実施したノバレーゼに対する財 務・税務DDの説明を受け、これらの状況も踏まえ諮問事項に対する検討を進めました。また、 かかる検討にあたり、エスクリから、エスクリの事業内容・事業環境、主要な経営課題、本合 併によりエスクリの事業に対して想定されるメリット・デメリット、合併比率の前提となるエ スクリの事業計画の内容及び策定手続等について説明を受け、質疑応答を行い、ノバレーゼか らも、ノバレーゼの事業内容・事業環境、本合併を提案するに至った検討過程、本合併後に想 定している施策の内容、本経営統合によって見込まれるシナジーその他の影響の内容、本経営 統合後の経営体制の方針、合併比率の前提となるノバレーゼの事業計画の内容及び策定手続等 について説明を受け、質疑応答を行いました。

なお、エスクリ特別委員会は、両社の間における本合併に係る協議・交渉の経緯及び内容等 につき適時に報告を受けた上で、複数回に亘り交渉の方針等について協議を行い、エスクリに 意見する等して、ノバレーゼとの交渉過程に実質的に関与いたしました。

エスクリ特別委員会は、かかる経緯の下、これらの説明、算定結果その他の検討資料を前提として、本エスクリ諮問事項について慎重に審議及び検討を行い、

- (i) 本取引は、(a)エスクリの企業価値の向上に資するものといえ、(b)合併比率を含む本 取引に係る条件には妥当性が認められ、本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手 続には公正性が確保されていると認められる旨
- (ii) エスクリ取締役会における本取引についての決定が、エスクリの一般株主にとって公

正なものであると認められる旨

が記載された答申書を、2025年11月13日付で、エスクリ取締役会に対し、委員会全員一致で提出しております。

なお、当該答申書において、エスクリ特別委員会は、本合併において予定されている合併比率によると、本合併後において、エスクリの株主の一定数がノバレーゼの単元未満株主となることが想定されるものの、①本合併比率自体、本エスクリの第三者算定機関であるJ-TAPアドバイザリーによる合併比率の算定結果に照らして合理性があると評価できること、②会社法の定めに基づき、ノバレーゼに対して単元未満株式の買取り又はその保有する単元未満の株式の数と併せて単元株式数となる数の株式の売渡しを請求することができ、流動性を確保できること、③剰余金配当等を通じて本合併による企業価値の向上による経済的利益を享受できること、④本取引に係る交渉過程及び意思決定に至る手続の公正性が認められること等を総合的に考慮すると、上記制約が生じることをもって、本合併比率が不当とはいえないと考えられる旨の意見を示しております。

⑦ エスクリにおける利害関係を有しない取締役全員(監査等委員を含む。)の承認本日開催のエスクリ取締役会では、エスクリの取締役のうち河野貴輝氏を除く取締役で審議の上、その全員一致により本取引を実施する旨について承認可決されております。河野貴輝氏はティーケーピー代表取締役社長を務めており、本合併に関し利害が相反し又は相反するおそれがあることから、同氏は、エスクリ取締役会における本取引に関する審議及び決議に参加しておらず、エスクリの立場において本取引に関する協議及び交渉に参加しておりません。

### 4. 本経営統合の当事会社の概要

		吸収合併存続会社	吸収合併消滅会社				
(1)	名称	株式会社ノバレーゼ	株式会社エスクリ				
(2)	所 在 地	東京都中央区銀座一丁目8番	東京都中央区日本橋小網町6番				
	か 任 地	14 号	1 号				
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 荻野 洋基	代表取締役社長 CEO 渋谷 守浩				
(4)	事業内容	ブライダル事業	ブライダル関連事業				
	事 未 円 谷	レストラン特化型事業	建築不動産関連事業				
(5)	資 本 金	30 百万円	50 百万円				
	貝 平 並	(2025年6月30日時点)	(2025年3月31日時点)				
(6)	設 立 年 月 日	2016年8月1日	2003年6月19日				
(7)		25, 073, 094 株	普通株式:13,786,500株				
	発 行 済 株 式 数	(2025年6月30日時点)	A種種類株式:3,000株				
		(2025年0月30日時点)	(2025年3月31日時点)				
(8)	決 算 期	12 月	3月				
(9)	従 業 員 数	1,130名(連結)	755 名(連結)				
	化 未 貝 剱	(2024年 12月 31日時点)	(2025年3月31日時点)				
(10)	主要取引先	一般顧客	一般顧客				
(11)		株式会社三菱UFJ銀行	株式会社三井住友銀行				
	主要取引銀行	株式会社りそな銀行	株式会社商工組合中央金庫				
		農林中央金庫	株式会社三菱UFJ銀行				

(12)	大株主及	び持株比率	株式会社班野村登券株アサビ会にでは、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番では、一番	ィーケーピー 3J 3.05% 式会社 2.73 ル株式会社 日本カストラ 1.01% 言器堂 0.66 ご社員持っ ジートラスト (信託コ) 6月30日時	3% 1.32% 1.32% 1.32% 6% 66% 66% 信託銀行 0.55%	ズ株式 59% 岩	7.63% 5.87% E BROKERS 人 インタ カーズ証券 2% ロックス 2.22% HIBUTANI ホ 85% 1.33% 業員持株会	ー LLC ラクティ 株式会 4.44% ールディ 0.66%
(10)	V = 스 1					(2025 年 8	31 日時,	只)
(13)		上間の関係	お火車店と	+ + N + 나 /				
		関係		はありません				
	人   的     取   引	関係   関係		はありません				
		関係事者への		はありません		ス会外でも	い 間字小	由老に 該业
	該当		します。	(云江) イー	·// - · L - · (/)	丁云紅(め	ソ、角壁コー	尹伯 (こ)以日
(14)	1	- <del>ハ                                   </del>				ているものな	· 除く )	
(14)	双处 0 7910	/ 庄 口 / 从 / 良 / 久	I	・ログ ・レーゼ (連済			<u> </u>	<u> </u>
		決算期	2022 年	2023 年	2024 年	2023 年	2024年	2025 年
		2 121771	12 月期	12 月期	12 月期	3月期	3月期	3月期
———— 純	資	産	7, 234	8, 177	8, 846	5, 870	6, 241	6, 271
総	資	産	31, 980	32, 301	34, 732	22, 985	23, 199	21, 329
1 株	当たり純	資産(円)	289. 37	327. 12	353. 87	204. 04	228. 89	231. 08
売	上	高	17, 222	18, 265	19, 299	24, 129	26, 639	26, 179
営	業	利 益	2, 775	1, 539	1, 337	210	929	803
経	常	利 益	2, 485	1, 230	975	452	837	700
親 会	· 社株主に 期 純	1 帰属する 利 益	1, 656	942	663	168	619	314
1 株	当たり当期	純利益(円)	66. 27	37. 69	26. 56	△4. 21	23. 67	1.04
1 株	当たり配	当金(円)	_	_	_	_	_	_

(注1) エスクリの大株主及び持株比率について、2025年5月23日付で、ラオックスホールディングス株式会社がエスクリ普通株式780,000株を株式会社ブロックス及び岩本眞弓氏から譲り受けております。また、同日付で株式会社広済堂ホールディングスがエスクリ普通株式1,800,000株をSBIファイナンシャルサービシーズ株式会社から譲り受け

ております。2025 年 6 月 6 日付で、ティーケーピーがエスクリ普通株式 950,000 株を 岩本博氏から譲り受け、エスクリの筆頭株主となっております。なお、本日付で、ティーケーピーがその所有するエスクリA種種類株式 3,000 株のうち 2,000 株について、エスクリA種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権を行使することにより、エスクリの普通株式 9,969,852 株の交付を受けた結果、その所有する普通株式数が合計 12,619,852 株 (総株主の議決権に対する割合:53.76%)となり、エスクリの親会社となっております。

(注2) ノバレーゼは国際財務報告基準(IFRS)、エスクリは日本基準に準拠して連結財務諸表を作成しております。国際会計基準を採用するノバレーゼの「純資産」は「親会社の所有者に帰属する持分」、「総資産」は「資産合計」、「1株当たり純資産」は「1株当たり親会社所有者帰属持分」、「売上高」は「売上収益」、「経常利益」は「税引前利益」、「親会社株主に帰属する当期純利益」は「親会社の所有者に帰属する当期利益」、「1株当たり当期純利益」は「基本的1株当たり当期利益」の数値を記載しております。

# 5. 本経営統合後の状況

				吸収合併存続会社
(1)	名		称	本経営統合に向けて今後決定する予定です。
(2)	所	在	地	東京都中央区銀座一丁目8番14号
(3)				代表取締役会長 CEO 渋谷 守浩
	就任	予定の代	表者	(現 エスクリ 代表取締役社長 CEO)
	の~	安職・ 5	モ 名	代表取締役社長 COO 荻野 洋基
				(現 ノバレーゼ 代表取締役社長)
(4)				ブライダル事業
	事	業内	容	レストラン特化型事業
				建築不動産関連事業
(5)	資	本	金	未定
(6)	決	算	期	12月
(7)	純	資	産	未定
(8)	総	資	産	未定

#### 6. 会計処理の概要

本合併に関する会計処理については、国際会計基準 (IFRS) に基づき会計処理を行う予定として おります。会計処理の詳細につきましては、確定次第お知らせいたします。

#### 7. 今後の見通し

本合併が業績に与える影響は、明らかになり次第お知らせいたします。

なお、エスクリについては、合併に伴う費用を 2026 年 3 月期の通期業績予想に織り込んでおります。詳細につきましては、本日公表の「法人税等調整額(益)の計上、通期業績予想の修正及び 種類株式の配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

## 8. 支配株主との取引等に関する事項

## (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

上記「3.本合併に係る割当ての内容の根拠等」の「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、本合併は支配株主との重要な取引等に該当します。

ノバレーゼが、2025 年4月1日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本合併における適合状況は以下のとおりです。

本合併は、本日開催した取締役会において、横岩利恵氏、髙木寛氏を除くノバレーゼの取締役の全員が出席し、全員一致で、本合併契約の締結に関する審議及び決議を行いました。なお、ノバレーゼの取締役のうち、横岩利恵氏、髙木寛氏は、本合併に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、本合併に関する協議及び交渉に参加しておらず、また、上記ノバレーゼ取締役会における本合併契約の締結に関する審議には参加しておりません。

なお、ノバレーゼが2025年4月1日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

# 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の親会社は当社株式の議決権比率 60% (2024 年 12 月 31 日現在)を保有するティーケーピーであり、同社は当社の支配株主であります。当社取締役会は、支配株主から独立性を有する独立社外取締役が 2 名であることから、取締役員数の 3 分の 1 を満たしておりませんが、独立社外監査役を 3 名選任しており、独立社外取締役と合わせて 5 名を東京証券取引所の定める独立役員に指定しております。独立社外取締役と独立社外監査役が相互に連携を密にとっており、取締役会においても議論を行っていることから、現状において重要事項の意思決定や業務執行についての監督は、適切に機能しているものと認識しております。

しかしながら今後、当社の企業規模が拡大し少数株主の利益保護を含めたコーポレート・ガバナンスのより一層の充実・強化が必要となる場合には、その状況に適したガバナンス体制の整備に向けて独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任する等の対応を検討してまいります。また、「関連当事者取引管理規程」に基づき関連当事者の管理を行い、取引先と関連当事者との関係性の有無について確認を行っております。支配株主と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為がなされる際には、少数株主が有する権利等を害することが無いよう、取引の必要性や内容の妥当性等について取締役会で十分に審議し、意思決定を行うこととしております。

一方で、エスクリが、2025 年 11 月 14 日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本合併における適合状況は以下のとおりです。

本合併は、本日開催した取締役会において、河野貴輝氏を除くエスクリの取締役の全員が出席し、全員一致で、本合併契約の締結に関する審議及び決議を行いました。なお、エスクリの取締

役のうち、ティーケーピーの河野貴輝氏は、本合併に関し利害が相反し又は相反するおそれがあるため、本合併に関する協議及び交渉に参加しておらず、また、上記エスクリ取締役会における本合併契約書の締結に関する審議には参加しておりません。

なお、2025年11月14日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している「支配株主と の取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

- 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針株式会社ティーケーピーは当社の議決権の53.76% (2025年11月14日現在)を有する親会社です。当社が親会社と取引を行う場合には、親会社から独立した立場での社外取締役が参加する取締役会において、当該取引条件を第三者の取引条件と同等の条件と比較検討し、価格交渉・審議の上で決定することによって、少数株主に不利益を与えることのないような体制を構築しております。また、親会社からの役員就任は、当社の経営体制及びガバナンスの強化や情報交換を目的としたものであり、当社の経営判断を妨げるものではないことから、上場企業としての独立性を保っております。
- (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項 上記「3.本合併に係る割当ての内容の根拠等」の「(4)公正性を担保するための措置及び 利益相反を回避するための措置」をご参照ください。
- (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものでないことに関する、支配株主から独立しているものから入手した意見の概要

上記「3.本合併に係る割当ての内容の根拠等」の「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④ノバレーゼにおける独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得」及び、「⑥エスクリにおける独立性を有する特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。

以上